

第二章 技能連携制度の成立

本章の目的は第一章で明らかにしてきた技能連携制度化をめぐる諸論議と実験を踏まえて、昭和36年に制度化された技能連携制度の特徴と課題を解明することである。このために、本章では次の三点が解明される。即ち、(一)昭和36年の技能連携制度化をめぐる国会での審議経過と審議内容、(二)制度化された技能連携制度の法制内容、(三)技能連携制度の実態、の分析である。われわれはこれ等の事項について、まず最初にそれぞれの事項を正確に把握し、次にこれ等の事項を比較検討することによって、昭和36年に制度化された技能連携制度の特徴と課題を解明できるものとするのである。

第一節 技能連携の法制化をめぐる国会論議

技能連携の法制化をめぐる国会審議は、その必要性が認識されてより、約十年を経た昭和33年に入って、ようやく実現するのである。しかも、その制度化は、行論で明らかにする通り、それよりさらに四年後の昭和36年になって、始めて具体化するのである。この過程の概略を示せば、表Ⅱ-1の通りである。つまり技能連携関係法案は昭和33年3月24日の内閣による第28回国会への提出以降、昭和33年9月29日の第30回国会、昭和33年12月10日の第31回国会、昭和35年4月23日の第34回国会、昭和36年2月23日の第38回国会において、内閣により第28回国会と同様の法案が提出されたが、いづれも審議未了となったのである⁽¹⁾。そして、ようやく第39回国会において昭和36年10月31日の「学校教育法の一部を改正する法律」(法律第166号)において成立するのである。

このような経過を経て制度化された技能連携制度は、国会審議の場面においてどのように論議されているだろうか。内閣による第28回国会への「学校教育法の一部を改正する法律案」(内閣提出第143号法案)の中で技能連携に直接あるいは間接に係る条項を示すと、それは次のとおりである。⁽²⁾

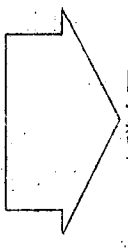
第四十四条の次に次の一条を加える。

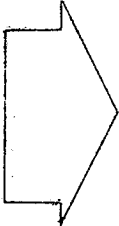
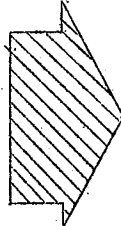
第四十四条の二 高等学校の定時制の課程に在学する生徒が技能教育のための施設で文部大臣

(1) 経続審議になることはなく、毎国会毎に内閣から法案が提出されている。

(2) 昭和33年3月26日「第28回国会 衆議院委員会議録」第3巻文教委員会議録 第12号

表 Ⅱ-1 技能連携の法制化をめぐる国会論議（第28回国会～第39回国会）

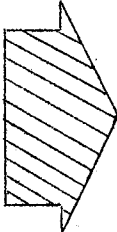
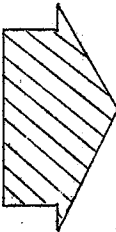
国会	衆議院		参議院	
	本会	議院	本会	議院
第28回国会	昭和33年3月24日 「学校教育法の一部を改正する法律案」（内閣提出第143号）を提出。 即日、文教委員会に付託（33・3・25 本会議 衆議院会議録第19号 ページ338）	昭和33年3月26日 法案提出、文部大臣松永東趣旨説明、質疑なし（衆議院文教委員会会議録第12号）  審議未了	昭和33年3月24日 「学校教育法の一部を改正する法律案」（内閣提出第143号）、予備審査のため内閣より送付 即日、文教委員会に付託（33・3・28 本会議 参議院会議録第17号 ページ231）	会議に付されない。
第30回国会	昭和33年9月29日 「学校教育法の一部を改正する法律案」（内閣提出第7号）を提出 即日、文教委員会に付託（33・9・30 本会議 衆議院会議録第2号 ページ33）	昭和33年10月8日 法案提出、文部大臣灘尾弘吉 趣旨説明 技能連携とりあげられる。（衆議院文教委員会会議録第2号） 昭和33年10月15日 法案審議（衆議院文教委員会会議録第3号）	昭和33年9月29日 「学校教育法の一部を改正する法律案」（内閣提出第7号）、予備審査のため内閣より送付 即日 文教委員会に付託（33・9・30 本会議 参議院会議録第2号 ページ19）	

	採決 原案通り可決 (33・10・31 本会議 衆議院会議録第14号 ページ 174)	採決 原案通り可決 (衆議院文教委員会議録第 8号)	即日、文教委員会に付託 (33・11・1 本会議参議 院会議録第10号 ページ 131.132)	(参議院文教委員会議録第 8号)  審議未了
第31回国会	昭和33年12月10日 「学校教育法の一部を改正 する法律案」(内閣提出第 26号)を提出 即日、文教委員会に付託 (33・12・13 本会議 衆議院会議録第4号 ペー ジ14・15) 可 決 	昭和33年12月17日 法案提出、文部大臣灘尾弘 吉 趣旨説明、質疑なし (衆議院文教委員会議録第 1号) 昭和34年3月11日 法案審議 (衆議院文教委員会議録第 11号)	昭和34年3月16日 衆議院から内閣提出案を受 領 即日文教委員会に付託 (34・3・18 本会議 参 議院会議録第17号 ペー ジ381)	昭和34年3月19日 法案提出 文部大臣灘尾弘 吉 趣旨説明 質疑なし (参議院文教委員会議録第 16号)

				昭和34年3月26日 法案審議 (参議院文教委員會議録第 17号) 昭和34年3月26日 法案審議 (参議院文教委員會議録第 18号)  審議未了
第34回国会	昭和35年4月23日 「学校教育法の一部を改正 する法律案」(内閣提出第 124号)を提出 即日、文教委員会に付託 (35・4・25 本会議 衆 議院本會議録第28号 ペ ージ464)	昭和35年4月27日 法案提出、文部大臣松田竹 千代 趣旨説明 質疑なし (衆議院文教委員會議録第 14号) 昭和35年5月18日 法案審議 (衆議院文教委員會議録第 16号)	昭和35年4月23日 「学校教育法の一部を改正 する法律案」(内閣提出第 124号)、内閣より予備 審査のため送付 即日、文教委員会に付託 (35・4・27 本会議 参 議院本會議録第19号 ペ ージ372)	昭和35年5月10日 法案提出、文部大臣松田竹 千代 趣旨説明 質疑なし (参議院文教委員會議録第 14号)

第38回国会	昭和36年2月23日 「学校教育法等の一部を改正する法律案」(内閣提出第68号) 即日、文教委員会に付託 (36・2・28 本会議 衆議院会議録第10号 ページ128・129)			昭和36年2月24日 法案提出、文部大臣荒木趣旨説明、質疑なし (衆議院文教委員会会議録第4号) 昭和36年3月10日 他法案と一括審査 (衆議院文教委員会会議録第6号)	昭和36年3月17日 他法案と一括審査 技能連携とりあげられる。 (衆議院文教委員会会議録第8号) 昭和30年3月22日 法案審議 (衆議院文教委員会会議録第9号)	昭和36年2月23日 「学校教育法等の一部を改正する法律案」(内閣提出第68号) 即日、文教委員会に付託 (36・2・24 本会議 参議院会議録第9号 ページ93)			昭和36年3月2日 法案提出 (参議院文教委員会会議録第8号)
--------	---	--	---	--	--	---	--	--	---------------------------------------

	可決 昭和36年4月21日 文教委員会から本会議に報告、文教委員長 浜野清吾 報告 採決 原案通り可決 (36・4・25 本会議 衆議院会議録第33号 ページ 678)	昭和36年4月14日 学校教育法等の一部を改正する法律案について参考人より意見聴取、 (衆議院文教委員会会議録第16号) 昭和36年4月21日 最終審議 採決 原案通り可決 (衆議院文教委員会会議録第18号)	昭和36年4月25日 衆議院から内閣提出案を受領 即日、文教委員会に付託 (36・4・26 本会議 衆議院会議録 第23号 ページ 532)	昭和36年5月30日 法案審議 技能連携とりあげられる。 (参議院文教委員会会議録 第30号) 昭和36年6月2日 法案審議 技能連携とりあげられる。 (参議院文教委員会会議録 第32号) 審議未了	第39回国会	昭和36年9月25日 「学校教育法等の一部を改正する法律案」(内閣提出)	昭和36年10月4日 法案提出、文部大臣荒木萬寿夫 趣旨説明 質疑なし	昭和36年9月25日 「学校教育法等の一部を改正する法律案」(内閣提出)	昭和36年10月5日 法案提出、文部大臣荒木萬寿夫 趣旨説明、質疑なし
--	---	--	---	---	--------	--	---	---	---

	第11号 即日、文教委員会に付託 (36・9・27 本会議 衆 議院会議録 第2号 ペー ジ16) 可 決  昭和36年10月13日 文教委員会から本会議に報 告、桜内義雄文教委員長 報告 採決 原案通り可決	(衆議院文教委員会議録 第2号) 昭和36年10月13日 最終審議 技能連携とりあげられる。 採決 原案通り可決 (衆議院文教委員会議録 第5号)	第11号) 即日、文教委員会に付託 (36・9・28 本会議 参 議院会議録 第3号 ペー ジ15) 昭和36年10月17日 衆議院から内閣提出案を受 領 即日、文教委員会に付託 (36・10・18 参議院会 議録 第9号 ページ92) 可 決  昭和36年10月31日 文教委員会より本会議に報 告、平林剛文教委員長報告 採決 原案通り可決 (36・10・31 本会議 参議院会議録 第7号 ページ279)	(参議院文教委員会議録 第2号) 昭和36年10月24日 内閣送付、衆議院送付 法案審議 技能連携とりあげられる。 (参議院文教委員会議録 第5号) 昭和36年10月26日 法案審議 技能連携とりあげられる。 (参議院文教委員会議録 第6号) 昭和36年10月31日 最終審議 採決 原案通り可決 (参議院文教委員会議録 第7号)
--	--	---	--	---

の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第四十五条及び第四十六条を次のように改める。

第四十五条 高等学校には、通常の課程又は定時制の課程の外、通信による教育を行なう課程（以下通信教育の課程とする。）を置くことができる。

通信教育の課程に関し必要な事項は、この法律又はこの法律に基く命令で別に定めるものの外、監督庁がこれを定める。

第四十六条 高等学校の修業年限は、通常の課程については、三年とし、定時制課程及び通信教育の課程については、四年以上とする。

松永文部大臣は、昭和33年3月26日衆議院文教委員会で技能連携制度化の意図した理由について次のように説明している。⁽³⁾

第二には、（第一は専科大学に関する事項、引用者注）定時制高等学校と技能教育のための施設との連係を図ったことであります。

高等学校の定時制課程に在学する生徒が、学校以外の技能教育のための施設におきまして、高等学校と同程度の教育を受けております場合には、生徒は、二重負担を負い、保健上からも適当でなく、また教育上も能率的ではありません。そこで技能教育施設における学習を高等学校における教科の一部とみなすことにより、その相互の連係を密にし、生徒の生活の実態に即した効果的な教育方法を制度化いたしまして、科学技術教育の振興に資することとしたのであります。

この改正法案は、すでに指摘したように、第28回国会では全く審議されることなく、審議未了廃案となるのである。この法案中、第四十四条の二は、次回に提出される第30回国会においては、「定時制の課程」の後に「又は通信教育の課程」を加えて内閣より提出されている。第30回国会提出のこの法案は、第31回国会、第34回国会、第38回国会そして第39回国会に提

(3) 昭和33年3月26日「第28回国会衆議院委員会議録」第3巻文教委員会議録 第12号

出された条項と全く同じである。ただ、その趣旨説明は、第28回国会から第31回国会までのそれとの間には、若干の相異が認められる。第四十五条の二に間接的に関連する、第四十五条及び第七十条の専科大学に関する条項は、第四十五条の二の趣旨説明と同様に第34回国会の以前と以後とによって異なっている。すなわち、前者は、後に明らかにするとおり重大な修正が試みられているし、また後者は、改正法案から削除されているのである。⁽⁴⁾

技能連携制度化をめぐる国会審議の内容を分析する前に、まず最初にこれらの相違点を明らかにしておくことにする。

まず最初に第四十五条の二の法案についてであるが、昭和33年9月29日の第30回国会衆議院本会議に提出された法案は次の通りである。

第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十五条の二 高等学校の定時制の課程又は通信教育の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履習とみなすことができる。

前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

すなわち、法案提出者である文部省自身の手によって、「定時制の課程」に加えて「通信教育の課程」がつけ加えられたわけである。このことは、「二重負担の軽減」をより進めることをねらったものと思われるが、以下で述べる第四十五条による単独の広域通信制高校の出現と相俟って、技能連携制度に大きな特徴づけをすることになるのである。

第四十五条の二の趣旨説明についてであるが、昭和35年4月27日の衆議院文教委員会及び同年5月10日の参議院文教委員会において、松田文部大臣は、次の様に説明している。⁽⁵⁾

(4) 専科大学に関する条項は第28回国会において「学校教育法の一部を改正する法律案」(内閣提出第143号)として、技能連携法案とともに提出された。しかしながら国会論議の段階で多くの批判を受けた。その後、第34回国会においては法案の中から姿を消した。昭和36年4月5日に第38回国会衆議院本会議に「学校教育法の一部を改正する法律案」(内閣提出174号)として、技能連携関係法案とは別個の形で提出された。そして、昭和36年6月7日には可決成立をした。これがいわゆる「高専法」である。

(5) 昭和35年4月27日「第34回国会衆議院委員会議録」第2巻文教委員会議録 第14号

「第二は、高等学校の定時制の課程及び通信制の課程と技能教育施設との関係をはかったこととであります。

高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、同時に又職業訓練法に基づく企業内訓練施設その他の技能教育施設において相当組織的な教育を受け、その成果をあげている場合がありますが、これらの機関の施設、設備、教員組織、指導内容等において、高等学校と同等以上と認められるときには、これらの技能教育施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなすことといたしました。このことにより学校と産業界との相互の関係を密にし、技能教育についての能率を高め、もって科学技術教育の振興に資することといたしましたのであります。」

この趣旨説明を先の松永文部大臣のそれと比較すれば、勤労青少年の教育機会の拡大、二重負担の軽減の点では同じである。しかし松田文部大臣のそれでは教育効果の能率化と産学協同思想がより顕著にあらわれている。

次に、第四十五条についてであるが、内閣により昭和35年4月23日に第34回国会に提出された「学校教育法の一部を改正する法律案」(第124号法案)では、次の様に規定されている。⁽⁶⁾

第四十五条を次の様に改める。

第四十五条 高等学校には、全日制の課程又は、定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

監督庁は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者をあわせて生徒とするもの、その他政令で定めるものに係る第四条に規定する認可を行なうときはあらかじめ、文部大臣の承認を受けなければならない。

通信制の課程に関し、必要な事項は、監督庁がこれを定める。

この法案と第28回国会提出のそれとを比較すれば、通信制の単独高等学校の設置を認める点

(6) 昭和35年4月27日「第34回国会衆議院委員会議録」第2巻 文教委員会議録 第14号

では同じである。しかし、第34回国会の法案では、県をこえる広域通信制高等学校の設置を認めたことにおいて著しい差異が認められる。

ところで、以上の様な審議経過において、どのような審議が技能連携制度化をめぐり、具体的に行なわれているのであろうか。

まず最初に、この法案に反対した委員達の代表的見解とその反対理由を明らかにする。

その第一は、山中（吾）委員に代表される見解である。すなわち、「指導員というのは、教員の免許状はないわけですね。免許状のない人に教わった課程を高等学校の課程とみなすという点については、免許法を乱すおそれはないか。」（昭和36年3月10日第38回国会衆議院文教委員会⁽⁷⁾）の見解である。この見解は、高等学校教諭免許状をもたない指導員が、高等学校教育に関与することに伴う、免許法上の問題から反対するのである。その第二は、村山委員に代表される見解である。すなわち、「これはやはり企業間の格差というものが、教育上の被教育者の上に及ぼす不平等性というものが出てくるわけである。」（昭和36年4月21日第38回国会文教委員会⁽⁸⁾）の見解である。この見解は、大企業の勤労青少年と中小零細企業のそれとの間に、企業格差に起因する高等学校教育の機会の不平等を惹起する点から反対するのである。その第三は、西村（力）委員に代表される見解である。すなわち、「ここで私は、この認定の基準をきめられる場合に、相当注意をしていただかなければならぬのじゃないか、しかも相当レベルの高いものに厳格にやってもらわなければならぬのじゃないか、こう思うのです。そうしないと、ずるずるとそういう施設における教育が高等学校の教育のレベルが落ちてくる。高校教育の質というものがこのために相当レベルを落し、混乱させられる。こういうことになると思う。」（昭和33年10月28日第30回国会衆議院文教委員会⁽⁹⁾）の見解である。この見解は、高等学校教育の質的低下の危惧からの反対である。その第四は、村山委員に代表される見解である。すなわち、「この様な形において（技能連携制度、引用者注）高等学校の教育というものが、全日制の教育というものが、全日制の教育という形態と、定時制と技能教育施設と二つ連携させた形の中において、体系の違った別の形の高等学校教育というものが始まっていく可能性があるわけですが、そういうようなものに発展をしていって、将来日本の高等学校教育、特に全日制の教育の形がゆがめられてくる心配があるのではないかというふうに危惧される。」（昭和36年4月

(7) 昭和36年3月10日「第38回国会衆議院委員会議録」第3巻文教委員会議録 第6号

(8) 昭和36年4月21日「第38回国会衆議院委員会議録」第3巻文教委員会議録 第18号

(9) 昭和33年10月28日「第30回国会衆議院委員会議録」第1巻文教委員会議録 第7号

21日第38回国会衆議院文教委員会⁽¹⁰⁾の見解である。この見解は、高等学校制度が、全日制、定時制、通信制、連携をした定時制の四本立てになり、ひいては高等学校制度の本体である全日制教育に混乱をひきおこすという危惧の念からの反対である。その第五は、米田委員に代表される見解である。すなわち、「高等学校長の権限の及ばない範囲で行なわれている教育作用、学習、それを高等学校長の権限で認定をする、教科課程の一部を履修したという認定をするということは矛盾しないか。私に言わせると、高等学校長が自分の権限の及ぶ範囲内における教育作用を監督し、学習に対する教科課程を認定するというこの行動はとて、自分の全然権限の発動できない、権限外のところで行なわれておる教育作用、そうして行なわれている学習に対して、認定をするという立場をとるということは、きわめて私は現行の学校教育法の立場からいうと、とんでもないものの考え方だと思う。」(昭和36年5月30日第38回国会参議院文教委員会⁽¹¹⁾の見解である。この見解は、高等学校長の監督権の及ばない技能教育施設の教育を、高等学校長が、高等学校教育の一部として認定することの不当性からの反対である。その第六は、西村委員に代表される見解である。すなわち、「相当厳正に高次に基準を決めてもらうということは文部省も了承してもらえましたので、それでよろしいのでございますが、そこで問題になりますのは、定時制を主とした高校にせよ、これは文部省の監督にあるのではないはずです。そうじゃないですか。都道府県教育委員会がこれを監督する、そういうことになっておるはずです。そういうときに、その施設の指定を文部省が行なう、こういうことはその行政系統を乱すことにならないのか、こういうことなのです。」(昭和33年10月28日第30回国会衆議院文教委員会⁽¹²⁾の見解である。この見解は、文部大臣による技能教育施設の指定権に関する疑義の点から反対している。

次にこれらの反対意見に対し、この法案に賛成した委員達の代表的見解とその賛成理由を明らかにする。法案賛成者の賛成理由は、公聴会及び意見聴取においてより明確に表明されている。その第一は、日本経営者団体連盟理事、児玉寛一氏は昭和33年10月29日の第30回国会衆議院文教委員会公聴会で、次の様な賛成意見を表明している。すなわち、「『高等学校の定時制課程』、これはどなたもお触れになりませんでした、『通信教育課程と技能教育施設との連携に関する事項』、これは多年われわれが主張したことです、技能者養成というものは労働省の

(10) 昭和36年4月21日「第38回国会衆議院委員会議録」第3巻文教委員会議録 第18号

(11) 昭和36年5月30日「第38回国会参議院委員会議録」文教委員会議録 第30号

(12) 昭和33年10月28日「第30回国会衆議院委員会議録」第1巻文教委員会議録 第7号

所管になっております。学校は文部省の所管だ。労働省であれだけ技能者養成に力を入れてやっている。そこで工業関係が多いのですけれども、実習なら実習あるいは数学なら数学、電気なら電気をすでにやっている人が定時制の夜間高等学校に行って、もう一ぺん全く同じものを、しかも程度が低いのであります。技能者養成の気のきいたところでは、夜間部の高等学校よりも専門学科についてはずっと上の教育をしております。そういう人が毎日月曜日から土曜日まで定時制の学校に行かなければ卒業免状がもらえないというのは働く青少年に対してまことに私は不親切なやり方であると思う。……

会社で八時間働いて夜の九時まで行って、しかも月曜日から土曜日まで毎日でありますから、そんなことを青少年のちょうどあの若いときに二年も三年も続けて、体の持つ方が不思議なんです。それをそのままにしておく法はないというので、ずい分私は、国家が教育をしているのだから労働省の技能者養成を全部認めよというのではないが、その中の電気なら電気、機械なら機械を文部省で認めることにしてくれということを言ったのでありますが、労働省へ行くと、文部省ががんこで聞かないのだ、なわ張りだからどうにもならぬ、官庁というところはなわ張りだよということで、そんなに強いなわがあるかと言ったのですが、これが出て、これは文部省も話がわかる、文部省の人には大変失礼ですが、私の文部省に対する認識が変わりました。これで大変よくなった。⁽¹³⁾と述べている。つまり、勤労青少年の二重負担の軽減に有効な制度であるという点から賛成しているのである。その第二は、昭和36年4月14日の第三十八回国会衆議院文教委員会会の改正法案に対する意見聴取において、日本光化学工業株式会社常務取締役、乗富丈夫氏は次の様な賛成意見を表明している。すなわち、「従ってそれを改正することによる利益と申しますか、それは労働者のものだとは私は考えております。もちろん影響を考えますと、単にそれは個人のというよりは、ある場合には国家財政と教育投資の二重投資というものが相当省けるのではないか。いわゆる企業内の教育施設その他に要する費用も相当削減されるのではないか。と同時に勤労青少年の負担があるいは費用が減る。こういう面で非常に重要な意味をもっていると考えます。……中略……

五年間の産業経済の動きというものは決して同じでない。非常な発展をしている。にもかかわらず、ここに提出されている両者の調整なるものは、32年に提出されたままのものであって、はたしてそれで現在の状況に適應するかどうかという大きな問題が一つ残されておるのでございます。私はこの程度の改正では、今の経済成長の十年計画や科学技術の振興という面から考えて

(13) 昭和33年10月29日「第30回国会 衆議院委員会議録」第1巻 文教委員会公聴会議録第1号

九牛の一毛という様な感じがするのでございます。しかしこれをステップとして、漸進的に改善をしていきませんと、社会制度が不消化でありますと、逆効果が出てくるということがございまして、これのためにはいろいろな政府の予算あるいは施設等も考えられなければならぬと思うのであります。従ってより発展する第一段階として、こういうことが考えられる、そういう意味で産業界としてもこれを支持しようではないかということになったのであります。⁽¹⁴⁾」と述べている。

つまり、教育投資効果の向上と勤労青少年の二重負担の軽減の点から、賛成意見を表明している。さらに、彼にあっては、法案程度の連携は、むしろ不十分なものであり、よりそれが拡大されることを期待している。

我々は、技能連携法制化をめぐる以上の様な審議経過と審議内容の分析から、技能連携法制化をめぐる基本的論点が、次の二点にあったことを指摘できるのである。すなわち、その第一は、後期中等教育の一環として、どこまでを、その主体として捉えるかという問題である。つまり、高等学校のみを後期中等教育の機関と考えるのか、それとも、技能教育施設、各種学校あるいは青年学級までを後期中等教育の機関として考えるのかという点である。技能連携制度に反対する者の立場からの代表的見解は、昭和36年10月13日の第39回国会衆議院文教委員会における村山喜一委員に代表される。同氏は、「そういう様な技能教育施設を整備していくという方向（中小企業の技能者養成施設への援助・引用者注）と、高等学校に全員希望者は入れていかなければならないという考えの方向とは、相反する方向に教育の流れが進んでいくんじゃないか。ということは、そういうような高等学校なり定時制高等学校を作って、学校という教育の場において教育をするのが、青少年の教育としては最も望ましいことなんです。⁽¹⁵⁾」と述べている。この見解は、基本的には高校全入が後期中等教育の今後のあり方であることを指摘している。また、同日の委員会において同氏は、「そして全体の後期中等教育のレベルを下げる方向に努力するのではなくて、引き上げる方向に、特に学校教育体系の中に組み入れていく様な方向にお考えを願わないと、この文部省の我が国の教育水準のところを見ましても、統計として15歳から17歳までの青少年の教育を何で受けておるのかというところは、青年学級まで入れて後期中等教育を受ける。⁽¹⁶⁾」と述べている。この見解は、本質的には、後期中等教育はすべて高等学校に吸収されるべきであり、その他の機関を後期中等教育と考えることは、本体である高等学校の教育のレベル・

(14) 昭和33年10月29日「第30回国会衆議院委員会議録」第1巻 文教委員会公聴会議録 第1号

(15) 昭和36年10月13日「第39回国会衆議院委員会議録」第2巻 文教委員会議録 第5号

(16) 昭和36年10月13日「第39回国会衆議院委員会議録」第2巻 文教委員会議録 第5号

ダウンをする方向になっていることを指摘している。また、昭和36年10月31日の第39回国会参議院文教委員会において、社会党の豊瀬禎一委員は最終反対討論に立って、「第一は、現在の日本の企業の実態と、学校教育制度の中においては、学校制度の長所が助長されるよりも、むしろその制度が破壊されていく危険性を持っておることを指摘いたしたいのであります。」⁽¹⁷⁾と述べている。この見解は、技能連携制度による学校教育体系の破壊を危惧している点から反対しているものである。以上のことから、技能連携制度に反対する立場からは、後期中等教育機関は高等学校を基本とするものであり、他教育機関の教育活動は高等学校に吸収されるべきものであるとしていることが指摘できる。これに対して、技能連携制度に賛成するものの立場からは、これといった意見は述べられなかった。しかしながら、行政当局者である政府委員の答弁は、次の様に、高等学校と同等程度と認定できるものなら後期中等教育の一環であるということを当然視している。昭和33年10月31日、第30回国会衆議院文教委員会において内藤政府委員は、「技能教育養成施設は別に教育委員会の所管に属しておりません。これは明瞭だと思います。（技能教育施設が学校ではないことを表明した一引用者注）ですからこの法律が必要なゆえんであります。この法律に基いて連携ができて初めて学校教育の一環となるわけでございます。」⁽¹⁸⁾と述べている。その第二は、後期中等教育における技術教育をどう捉えているかという点である。この問題について、技能連携制度に反対する立場からは、社会党の村山喜一委員が、昭和36年10月31日の第39回国会の最終討論において、「すべての労働者は性別にかかわることなく職業教育を受ける権利があって国家はこれに対して保障をしなければならないと思うのであります。しかもその職業教育の内容は、体系的でそして完全な思想教育を内容として含み、現在の技術革新の進歩に対応するものでなければならないと考えるわけであります。そういうような点から、職業教育のための諸費用及び訓練中の生活は、国家なりあるいは資本家なりがこれを負担すべきである。そうして見習工なり養成工というものは、法定の最低賃金が保障されて生活が守られる中において後期中等教育が学校教育の一環として守られてゆくような体制が、全体計画として作られなければならない。こういう立場に立つべきであろうと思うのであります。」⁽¹⁹⁾と述べている。この見解は、労働者の権利としての技術教育の保障、技術革新に対応できる教育内容の編成を表明している。そしてこれらを具体化するための制度として、学校制度による技術教育の充実を主

(17) 昭和36年10月31日「第39回国会参議院委員会議録」文教委員会議録 第7号

(18) 昭和33年10月31日「第30回国会衆議院委員会議録」第1巻文教委員会議録第8号

(19) 昭和36年10月13日「第39回国会衆議院委員会議録」第2巻文教委員会議録第5号

張している。これに対して、技能連携制度に賛成する立場からは、とりたてて職業技術教育に関する意見は出されていない。わずかに、昭和36年4月14日の第38回国会衆議院文教委員会において参考人からの意見聴取が行なわれた際に、日本光化学工業株式会社、常務取締役の乗富丈夫氏が、「現実には学校の研究者とか教授とかいう人といわゆる技術者、また技能者、これだけの層の人が充実されませんと、日本の産業経済というものは発展しないわけであります。……（中略）……それにマッチした学校制度並びに職業訓練制度というものが考えられなければならない。それに加えてその中心を中等教育の完成ということに置きますと、いずれにしても二本建でその完成へ進まなければいけない。従って、そういう意味では職業訓練と高等学校制度の調整を、単にこの小さな部分で、九牛の一毛の一毛だけでやり切れるとは考えません……（中略）……。従って、どうしても全面的に協力、一元化するようなものを考える必要があるのではなかろうかと考えられます。」⁽²⁰⁾と述べている。この見解は、技術者養成の学校教育と技能者養成の職業訓練を「全面的に協力し、一元化する」方向で結びつけ、学校教育、職業訓練ともども産業発展のための人材養成を行なわせようとするものである。

これらの賛成・反対の両論の中には、ともに後期中等教育段階での技術教育について、につめた思想の存在を読みとることはできない。これに比し、当時日本産業教育学会長であった桐原見氏は、昭和36年4月14日の第38回国会衆議院文教委員会における参考人からの意見聴取において、次のような見解を表明してそる。すなわち、「この四十五条の案に示されてある様なやり方は一つのやり方だと思っておりますが、これを進めます上には、もっと基本的に大所から考える必要があるのではないだろうか。」⁽²¹⁾と指摘し、次の八点について問題点を表明している。その第一は、「職場に入っている青年は、その体験を毎日やっているのでございますから、この貴重な体験を何とかして教育の中に組織立てるということが一つ、もう一つは、基礎学習が、今日の企業内訓練では、将来の技術時代に立ち向かうためには非常に足りない。」⁽²²⁾という点である。その第二は、「もともと教育機関でないものが教育をやるといった場合に、それにまかせておきますと、要るときにはやるけれども、要らなくなったらもうやめるといった様なことも起こらないとは限らない。これで一体青年教育の体系が立つかという問題がございます。」⁽²³⁾という点であ

(20) 昭和36年4月14日「第38回国会衆議院委員会議録」第3巻文教委員会議録

(21) 同上

(22) 同上

(23) 同上

る。その第三は、「学校以外の勤労青年の教育を、現場の仕事を教育の中に取り込んだ上での一
つの一貫した高等学校課程というものに編成するというのが一つの行き方ではないだろうか
と思うのでございます。そう⁽²⁴⁾するためには、定時制はもちろん昼間の授業をする様な定時制でな
ければならないと思います。」という点である。その第四は、「もっと生きた社会、ある方面の言
葉を使えば、現実をふまえた教育学習というものが、むしろ学校をもっと開放して、そして現場
の体験と学校内の教育とをうまく有機的に結び付けて系統立てていくというところに、新しいほ
んとうの意味の学校がある。これが大衆のあるいは民衆の学校であると私は考えておる次第で
ございます。そういう意味におきましては、決して六・三・三制をくずすものではなくて、むしろ
今のこの案にありますような四年の夜学をそのままにしておいて、これをそのままくっつけると
いう様なことこそ、六、三、三制をくずす様な結果になるのではなかろうか、こうも思うわけ
でございます。⁽²⁵⁾」という点である。その第五は、「自分の職場の中のいろんな新しい設備に対して、
それをどうこなしていくかということにこの基礎学力が非常に必要だということも身にしみてわ
かって参ります。⁽²⁶⁾」という点である。その第六は、「この案につきまして、その提案理由として
述べられたところを見ますと、『このことにより、学校と産業界との相互の連携を密にし、技能
教育についての能率を高め、もって科学技術教育の振興に資することとしたのであります。』
といった様なことが述べられてございますが、言葉じりをつかまえて何か申し上げるわけでは
ございませんが、これからの感じは、こういう立場あるいはこういう考え方でこれがもし出発を
されましたならば、これはおそらく間に合わせに終わりはしないかということを懸念するのです
。⁽²⁷⁾」という点である。その第七は、「内容が非常に低下しやしないかということです。⁽²⁸⁾」という
点である。その第八は、「一体そういう生徒はだれが責任を負うのか、企業主が負うのか、ある
いは生徒個人が個人々々の責任で個人的にこれは学校へ出入りするつもりなんですか。⁽²⁹⁾」という
点である。桐原氏は、以上のようにその専門的学識に基づき、原則として技能連携の制度化を今
後の技術教育制度として高く評価する。そして、次に現実論として、この制度が有効に働くた
めには、政府案は不十分であるというのである。特に、この制度は高等学校制度の修正を伴わな

(24) 昭和36年4月14日「第38回国会衆議院委員会議録」第3巻文教委員会議録 第16号

(25) 同上

(26) 同上

(27) 同上

(28) 同上

(29) 同上

ければならないし、又その教育内容、教育管理等についても、より詳細な検討が必要であると主張するのである。

第二節 技能連携法制の内容

昭和36年に制度化された技能連携制度は、ところで具体的にはどのような法令構造の下に実施されていたであろうか。

昭和36年10月31日の「学校教育法の一部を改正する法律」(法律第166号)により、学校教育法に新に、次の様な一条が加えられた。⁽³⁰⁾

〔教科の一部とみなす場合〕

学校教育法 第四十五条の二

高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が技能教育のための施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

前項の施設の指定に関し必要な事項は政令でこれを定める。

そして、第四十五条の二第二項の「前項の施設の指定に関し必要な事項は政令でこれを定める」に基き、昭和37年3月31日に、技能教育施設に関して、次のような「学校教育法施行令中改正」⁽³¹⁾(政令114号)が定められた。

第四章 技能教育施設の指定

(指定の申請)

第三十二条 技能教育のための施設の設置者で法第四十五条の二〔教科の一部とみなす場合〕の規定による指定(以下「指定」という)を受けようとするものは、当該施設の所在地の都道府県教育委員会を経由して、文部大臣にその指定を申請しなければならない。

2. 文部大臣は、指定の申請があったときは、当該申請に係る施設について、都道府県教育委員会に必要な調査を行なわせることができる。

(30) 法令全書 法律編

(31) 法令全書 昭和37年 第3巻 ページ追360

(指定の基準)

第三十三条 指定の基準は、次のとおりとする。

- 一、設置者が、高等学校における教育に理解を有し、かつ、この政令及びこの政令に基づく文部省令を遵守する等設置者として適当であると認められる者であること。
- 二、修業年限が三年以上であり、年間の指導時間数が八百時間以上であること。
- 三、技能教育を担当する者（実習を担当する者を除く。）のうち、半数以上の者が担当する技能教育に係る高等学校教諭免許状を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であり、かつ、実習を担当する者のうち、半数以上の者が担任する実習に係る高等学校教諭免許状を有する者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は六年以上担任する実習に関連のある実地の経験を有し、技術優秀と認められる者であること。
- 四、技能教育の内容に文部大臣が定める高等学校の教科に相当するものが含まれていること。
- 五、技能教育を担当する者及び技能教育を受ける者の数、施設及び設備並びに運営の方法が、それぞれ文部省令で定める基準に適合するものであること。

(内容変更の届出)

第三十四条 指定を受けた技能教育のための施設（以下「指定技能教育施設」という。）の設置者は、当該指定技能教育施設における修業年限、科目ごとの年間の指導時間数その他文部省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該指定技能教育施設の所在地の都道府県教育委員会を経由して、文部大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第三十五条 指定技能教育施設の設置者は当該指定技能教育施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三日前までに当該指定技能教育施設の所在地の都道府県教育委員会を経由して、その旨及び廃止の時期を文部大臣に届け出なければならない。

- 二、前項の規定による届出は、その届出に係る書類が同項の規定により經由すべき都道府県教育委員会に到達した時に行なわれたものとみなす。

(指定の解除)

第三十六条 文部大臣は、指定技能教育施設が第三十三条〔指定の基準〕各号に掲げる基準に適合しなくなったときは、その指定を解除することができる。

(調査等)

第三十七条 文部大臣は、指定技能教育施設について、第三十三条〔指定の基準〕各号に掲げ

る基準に適合しているかどうかを調査し、及び当該指定技能教育施設の設置者に対し、当該指定技能教育施設における技能教育に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

二、文部大臣は、都道府県教育委員会に前項の調査を行なわせることができる。

(文部省への委任)

第三十八条 前六条に規定するもののほか、指定の申請の手続きその他指定に関し必要な事項は文部省令で定める。

又、文部省は学校教育法及び同法施行令に基づき、昭和37年3月31日に次のような「技能教育施設の指定等に関する規則」(文部省令第8号)を定めている。⁽³²⁾

(指定の申請書)

第一条 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第四十五条の二の規定による文部大臣の指定(以下「指定」という。)を受けようとする技能教育のための施設の設置者は、別記第一号様式による申請書に次の各号に掲げる事項を記載して文部大臣に提出しなければならない。

一、技能教育施設の名称及び所在地

二、技能教育施設の設置者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)

三、技能教育の種類

四、技能教育の種類ごとの修業年限及び科目ごとの年間の指導時間数

五、第六条の規定による文部大臣の指定を希望する科目

六、技能教育を担当する者の数

七、技能教育施設において技能教育を受けることのできる者の資格及び収容定員

八、科目ごとに同時に技能教育を受ける者の数

九、技能教育のための施設及び設備の状況

2. 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一、技能教育のための施設の建物の配置図及び平面図

二、技能教育のための施設の運営方法を記載した書類

(32) 法令全書 昭和37年 第4巻 ページ追440

三、技能教育のための施設の年間経費の概要を記載した書類

四、技能教育のための施設において使用する主な教材の名称を記載した書類

五、技能教育を担当する者の氏名、担当科目、担当時間数及び履歴を記載した書類

六、技能教育を受ける者のうち、高等学校に在学する者がある場合は、当該高等学校の名称及び所在地並びに課程別及び学科別の在学者数を記載した書類

七、法第四十五条の二の規定による技能教育のための施設における学習を高等学校の教科の一部の履習とみなす措置（以下「連携措置」という。）をとろうとする学校がある場合は、その旨を記載した書類

（文部大臣が定める高等学校の教科等）

第二条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第三十三条第四号の文部大臣が定める高等学校の教科は、高等学校の職業に関する教科とし、その科目については、文部大臣が官報で告示する。

2. 令第三十三条第五号の文部省令で定める基準は次のとおりとする。

一、技能教育を担当する者の数が、技能教育を受ける者の数を10をもって除して得た数以上であること。

二、科目ごとに同時に技能教育を受ける者の数が10人以上であること。

三、高等学校の教科に相当する内容の技能教育を行なうために必要な施設及び設備を有すること。

四、運営の方法が適正であること。

（内容変更の届出事項）

第三条 令第三十四条の規定により内容変更の届出をしなければならない事項は、第一条第一項第一号から第四号まで、第七号及び第九号に掲げる事項（第九号にあっては軽微な変更を除く。）とする。

2. 令第三十四条の規定による届出は届出書に変更の理由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

（技能教育施設の指定等の公示）

第四条 文部大臣は、技能教育のための施設（以下「指定技能教育施設」という。）の指定の解除をしたときは、この旨を官報で告示する。

（連携措置をとることができる科目）

第五条 高等学校の校長は、第二条第一項の科目について連携措置をとることができる。

(連携措置に係る科目の指定等)

第六条 文部大臣は、指定技能教育施設ごとに、当該指定技能教育施設の科目のうち高等学校の校長が連携措置をとることができるもの（以下「連携措置に係る科目」という。）を指定し、当該科目及びこれに対応する前条の科目を官報で告示する。

2. 指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設の科目のうち、前項の規定により文部大臣が指定した科目以外の科目について同項の指定を希望するときは、当該指定技能教育施設の所在地の都道府県教育委員会を経由して、その旨を文部大臣に申し出ることができる。

3. 前項の申し出は、文部大臣が官報で告示する様式による申出書に当該科目に係る第一条第二項第四号、第五号及び第六号に掲げる書類を添付してするものとする。

(連携計画)

第七条 連携措置をとろうとする高等学校の校長及び指定技能教育施設の設置者は、協議して、あらかじめ、連携措置に係る科目及びこれに対応する当該高等学校の科目の指導計画その他連携措置に必要な計画を定めなければならない。

(単位の修得の認定等)

第八条 高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、あわせて指定技能教育施設において前条の計画に基づき連携措置に係る科目を学習し、その成果が試験その他の方法により当該科目に対応する高等学校の科目の目標に達していると認めるときは、所定の単位の修得を認定することができる。

2. 前項の規定により校長が修得を認定することのできる単位数の合計は、当該高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のおおむね三分の一以内とする。

(連絡)

第九条 指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設における連携措置をとっている高等学校の校長と密接な連絡を保つ様になしなければならない。

(生徒の指定技能教育施設における学習状況の把握等)

第十条 高等学校の校長は、常に、生徒の指定技能教育施設における連携措置に係る科目の学習の状況を把握するよう努めなければならない。

2. 高等学校の校長は、指定技能教育施設における連携措置に係る科目の学習に関し、当該指定技能施設の設置者に対して、必要な指導及び助言を与えることができる。

又、文部省は昭和37年の「技能教育施設の指定等に関する規則」(文部省令第8号)第二条第一項(文部大臣が定める高等学校の教科等)に基き、高等学校の教科目中連携対象となる教科目を次の様に定めている。⁽³³⁾

表Ⅱ-2 文部大臣が定める高等学校の教科

昭和37年5月29日 文部省告示第116号

科目の区分	科 目
機械に関する科目	実習、製図、機械工作、原動機、各種機械
機械工作に関する科目	実習、製図、機械工作、原動機、各種機械
自動車に関する科目	実習、製図、機械工作、自動車構造、自動車整備、原動機
造船に関する科目	実習、製図、船舶機装、船舶工作、船舶用機関、熔接
電気に関する科目	実習、製図、電気機器、発電電所、送配電、電気応用、電力設備、通信機器
電力に関する科目	実習、製図、電気機器、発電電所、送配電、電気応用
電気通信に関する科目	実習、製図、通信機器、電力設備
建築に関する科目	実習、製図、造形、建築構造、建築設備、建築工法、測量
土木に関する科目	実習、製図、測量、土木施工、通路、水工
工業化学に関する科目	実習、製図、無機製造化学、有機製造化学
窯業に関する科目	実習、製図、陶磁器、耐火物、ガラス王瑛瑯、セメント、絵画図案、
色染に関する科目	実習、製図、染色、織物仕上、図案
紡績に関する科目	実習、製図、機織、紡績、編組、機械工作、図案
採鉱に関する科目	実習、製図、採鉱、選鉱、鉱山保安、鉱山機械、測量、土木施工
冶金に関する科目	実習、製図、金属製錬、選鉱
金属工業に関する科目	実習、製図、金属加工、金属製錬

(33) 法令全書 昭和37年 第8巻 ページ603

木材工芸に関する科目	実習、製図、絵画、塗装、木材工作、造型
金属工芸に関する科目	実習、金属工作、図案製図、絵画、造型
図案に関する科目	実習、製図、絵画、造型、工芸工作、印刷写真、服装手芸
印刷に関する科目	実習、製版印刷、写真製版、印刷機械、絵画、図案製図
塗装に関する科目	実習、製図、塗装法、漆加飾法、図案、絵画、造型
工業に関する共通科目	工業関係法規、機械、電気、自動車一般、電気一般、機械一般、建築一般、土木一般、工業化学一般、染色一般、紡織一般、採鉱一般、冶金一般

これらの技能連携関係法令を分析することによって、我々は昭和36年に制度化された技能連携法制の特徴を、次の様に整理することができる。

その第一は、「指定の基準」がかなり厳しいものであったということである。このことは、修業年限が三年以上ということから判断されるように、高等学校と同程度という基準に則する技能連携制度という考え方があることをあらわしている。その第二は、連携教科目が工業のみに限られたことである。このことから、技能連携制度が主に工業系の技能者養成を目的としたことがうかがえる。その第三に、技能教育を担当する者の数が10人につき1人であるという規定から、連携対象施設を認定事業内職業訓練所程度のものにおいていたことが指摘できる。なぜなら、昭和33年7月1日の職業訓練法施行規則（労働省令第16号）第二章 事業内職業訓練所 第五条（事業内職業訓練の基準）第一項第三号においては、次の様に規定されている。

三、実技の訓練における職業訓練指導員の数、実習場ごとに訓練生おおむね10人につき1人以上とすること。⁽³⁴⁾

その第四は、技能教育施設が学校教育法に言う学校ではないことから、連携技能教育施設の指定から連携措置に係る科目の指定にまで、直接文部大臣の教育行政権限が及んでいる点である。その第五は、間接的な問題ではあるが、第四十五条によって、単独の広域通信制高等学校を設置することができる様になったことである。このことによって、技能連携に定時制とともに通信制

(34) 渋谷直蔵著；職業訓練法の解説、労働法令協会、昭和33年、ページ343

の課程が大きく関与してくるのである。

第三節 技能連携制度の実態

技能連携制度の意図は、ところでその後の実施プロセスにおいて、どのように屈折していったであろうか。この疑問を解明するために、ここでは、主として昭和42年の技能連携「指定の基準」改正までの実態を、解明することにする。この実態を量的側面と質的側面の両面から明らかにしたい。

まず最初に、量的実態についてであるが、その指定技能教育施設一覧は、表Ⅱ-3の通りである。この表から明らかな通り、技能連携第1号は、昭和37年の阪神内燃機工業株式会社事業内職業訓練所と神戸市立産業高等学校との連携である。⁽³⁵⁾昭和42年以前の指定技能教育施設の各年度毎の指定数は表Ⅱ-4の通りである。このうち、昭和43年1月から3月までの間に指定を受けた5校は、実質的には、昭和42年の技能連携「指定の基準」改正以後と考えられるので、改正前の指定総数は、従って、54校となる。⁽³⁶⁾これらの施設の地域分布状況を示すと、表Ⅱ-5の通りである。

このような量的実態から次の四点が指摘できよう。その第一は、表Ⅱ-3から明らかな通り、技能連携制度は、期待された程には普及しなかったことである。このことは、主として「指定の基準」が厳しすぎたことに起因していると思われる。その第二は、表Ⅱ-5から明らかな通り、指定技能教育施設のほとんどが、東京を中心とする関東地方と大阪を中心とする関西地方に集中していることである。このことは、連携教科目が工業関係科目に限定されていたためである。その第三は、表Ⅱ-6から明らかな通り、連携技能教育施設54か所中、33か所が東京の私立科学技術学園工業高等学校と連携していることである。この科学技術学園工業高等学校は、日経連を中心とする産業界が、いわば連携のための単独の広域通信制高校として昭和39年1月に設立したものである。その理事長に三菱化成工業株式会社相談役の柴田周吉氏、校長に日本科学技術

(35) 文部省初等中等教育局高等学校教育課長望月哲太郎編著；高等学校 技能連携制度の解説，第一法規，昭和43年，ページ24～26 参照

(36) 昭和43年1月から3月までの間に指定された5校は以下のものである。

- ① 43.1.16 指定 住友赤平高等鉱業学校
- ② " 住友奔別高等鉱業学校
- ③ 43.3.8 指定 太平洋炭礦高等鉱業学校
- ④ " 三井芦別高等鉱業学校
- ⑤ 43.3.30 指定 住友重工業KK浦賀工場技能者養成所

昭和43年3月30日現在

表Ⅱ-3 指定技能教育施設一覧 (昭和37年度～昭和42年度)

No.	指 定 技 能 教 育 施 設		連 携 高 等 学 校		学 科
	指 定 日	告 示 日	所 在 地	施 設 の 名 称	
1	37.10.10	37.10.12	兵 庫	阪神内燃機工業K事業内 職業訓練所	機 械 科
2	38. 3.19	38. 3.27	埼 玉	池貝鉄工川口高等職業訓 練校	"
3	38. 4. 4	38. 4.20	福 島	協三工業 K 職業訓練所	"
4	"	"	大 阪	住友金属工業K製鋼所職 業訓練所	"
5	"	"	"	K小松製作所大阪工場職 業訓練所	機 械 工 学 科
6	"	"	"	近畿車輛 K 職業訓練所	"
7	"	"	"	平野金属 K 技能訓練所	"
8	"	"	"	日光精器 K 職業訓練所	"
9	"	"	"	K神内電機製作所事業内 職業訓練所	"
10	"	"	"	北陽無線工業K事業内職 業訓練所	"
11	"	"	"	大阪銅合金鑄物工業協同 組合共同職業訓練所	"
12	"	"	"	くろがね共同職業訓練所	"
13	"	"	和歌山	住友金属工業K和歌山製 鉄所教育課教習所	普 通 科
14	39. 3.16	39. 3.24	埼 玉	サンワ埼玉共同職業訓練 所	機 械 科

15	39. 3.16	39. 3.24	大阪	大東プレス工業事業内職 業訓練所	高等職業訓練所	大阪府立成城工業高校	夜間定時制	工業	機械工学科
16	"	"	東京	日野自動車工業高等学園	"	科学技術学園工業高校	広域通信制	"	機械科
17	"	"	栃木	KK日立製作所栃木工場技 能者養成所	"	"	"	"	"
18	"	"	"	KK三豊製作所宇都宮工場 職業訓練所	"	"	"	"	"
19	39. 3.16 4.22	39. 4.28	東京	KK日立製作所武蔵工場技 能者養成所	"	"	"	"	機械工学科
20	"	"	"	東京電力KK東電学園高等 部	"	"	"	"	電気科
21	"	"	千葉	富士電機製造KK千葉工場 技能者訓練所	"	"	"	"	機械科
22	"	"	神奈川	KK日立製作所戸塚工場技 能者養成所	"	"	"	"	"
23	"	"	"	KK岡村製作所岡村工業技 術学校	"	神奈川県立高等学校	夜間定時制	"	"
24	39. 9. 3	39. 9.15	茨城	KK日立製作所日立工場技 能者養成所	"	科学技術学園工業高校	広域通信制	"	機械工学科
25	"	"	"	KK日立製作所国分工場技 能者養成所	"	"	"	"	"
26	"	"	"	KK日立製作所勝田工場技 能者養成所	"	"	"	"	機械科
27	"	"	"	KK日立製作所水戸工場技 能者養成所	"	"	"	"	"
28	"	"	"	KK日立製作所日立工場日 立工業専修学校	"	"	"	"	機械工学科
29	"	"	千葉	KK日立製作所茂原工場技 能者養成所	"	"	"	"	機械工学科
30	"	"	神奈川	KK日立製作所川崎工場技 能者養成所	"	"	"	"	"

31	39. 9. 3	39. 9. 15	神奈川県	KK日立製作所横浜工場 技能者養成所	高等職業訓練校	科学技術学園工業高校	広域通信制	工業	機電	機械科
32	"	"	"	東京芝浦電気KK堀川町工 場技能者訓練所	"	"	"	"	機械	機械科
33	"	"	"	東京芝浦電気KK鶴見工場 技能者訓練所	"	"	"	"	機電	機械科
34	39. 9. 21	39. 9. 30	"	電源開発KK電発工業高等 学園	"	"	"	"	電気	電気科
35	40. 4. 26	40. 5. 7	埼玉	富士電機製造KK吹上工場 技能者養成所	"	"	"	"	機械	機械科
36	"	"	"	日本車輛製造KK藤工場技 能者養成所	"	埼玉県立川口工業高校	夜間定時制	"	"	"
37	"	"	千葉	三井造船KK千葉工場技能 者養成所	"	科学技術学園工業高校	広域通信制	"	"	"
38	40. 5. 11	40. 5. 18	神奈川県	KK芝浦製作所大船工場技 能者訓練所	"	"	"	"	"	"
39	40. 5. 24	40. 6. 2	富山	呉羽自動車職業訓練所	"	"	"	"	"	"
40	40. 7. 3	40. 7. 13	福島	常磐炭鉱中堅鉱員習技所	"	福島県立平工業高校	夜間定時制	"	機械	機械科
41	"	"	東京	東京芝浦電気KK府中工場 技能者訓練所	"	科学技術学園工業高校	広域通信制	"	機電	機械科
42	40. 1. 25	40. 1. 30	大阪	ダイハツ工業KK技能者養 成所	"	"	"	"	機械	機械科
43	"	"	"	関西電力学園	"	"	"	"	電気	電気科
44	41. 1. 8	41. 1. 13	神奈川県	いすゞ自動車KK川崎工場 職業訓練所	"	"	"	"	機械	機械科
45	"	"	"	いすゞ自動車KK藤沢工場 職業訓練所	"	"	"	"	"	"
46	41. 4. 4	41. 4. 12	"	東京芝浦電気KK浜川崎工 場技能者訓練所	"	"	"	"	"	"

47	41. 4. 4	41. 4. 12	神奈川	トキコ㈱トキコ産業学校	高等職業訓練校	科学技術学園工業高校	広域通信制	工業	機械科
48	41. 5. 27	41. 6. 3	岡山	三菱重工業㈱水島自動車製作所技能者養成所	"	倉敷市立工業高校	夜間定時制	"	"
49	41. 6. 6	41. 6. 9	東京	㈱日立製作所亀有工場技能者養成所	"	科学技術学園工業高校	広域通信制	"	"
50	41.10. 6	41.10.18	神奈川	㈱荏原製作所川崎工場技能訓練所	"	"	"	"	"
51	41.12.27	42. 1. 4	"	東京芝浦電気㈱トランジスタ工場技能者訓練所	"	"	"	"	機械電科
52	42. 2. 9	42. 2.16	福島	常盤製作所技能者訓練所	"	福島県立平工業高校	夜間定時制	"	機械科
53	42. 3. 20	42. 3. 29	香川	香川県漆芸研究所	公立研究所	香川県立高松工業高校	"	"	塗装科
54	42. 6.19	42. 6.22	愛知	トヨタ自動車工業㈱トヨタ技能者養成所	高等職業訓練校	科学技術学園工業高校	広域通信制	"	機械科
55	43. 1.16	43. 1.19	北海道	住友赤平高等鉦業学校	工業系各種学校	北海道立有朋高校	一般通信制	"	探鉱科
56	"	"	"	住友特別高等鉦業学校	"	"	"	"	"
57	43. 3. 8	43. 3.13	"	太平洋炭鉦高等鉦業学校	"	"	"	"	"
58	"	"	"	三井芦別高等鉦業学校	"	"	"	"	"
59	43. 3.30	43. 4. 4	神奈川	住友重機工業㈱浦賀造船所技能者養成所	高等職業訓練校	科学技術学園工業高校	広域通信制	"	機械科

表Ⅱ-4 技能教育施設の年度別指定

昭和43年3月30日現在

指定年度	指定数
昭和37年度	2
38	16
39	16
40	11
41	8
42	6
合 計	59

表Ⅱ-5 指定技能教育施設の地域分布

昭和43年3月30日現在

都道府県名	施設数
北海道	4
福島県	3
茨城県	5
栃木県	2
埼玉県	4
千葉県	3
東京都	5
神奈川県	15
富山県	1
愛知県	1
大阪府	12
兵庫県	1
和歌山県	1
岡山県	1
香川県	1
計	59

表Ⅱ-6 連携高等学校一覧

昭和45年7月現在

連携高等学校名	技能教育施設数
1. 神戸市立産業高等学校	1
2. 東京科学技術学園工業高等学校	34
3. 福島県立福島工業高等学校	1
4. 大阪府立成城工業高等学校	10
5. 和歌山県立桐蔭高等学校通信部	1
6. 都立八王子工業高等学校	1
7. 神奈川県立商工高等学校	1
8. 埼玉県立川口工業高等学校	1
9. 県立富山工業高等学校	1
10. 福島県立平工業高等学校	2
11. 倉敷市立工業高等学校	1
12. 香川県立高松工芸高等学校	1
13. 北海道有朋高等学校	4
計 13 校	59

情報センター理事長の児玉寛一氏が、それぞれ就任しているのである。⁽³⁷⁾このことから、技能連携制度は、定時制課程との連携よりもむしろ単独の広域通信制高等学校と密接に結びついていることが指摘できる。その第四は表Ⅱ－7から明らか

かな通り、中小企業が共同して行なった共同職業訓練は、わずかに4校に過ぎない。また公立研究所1校以外は、すべて認定事業内職業訓練所である。このことから制度が中小企業下の勤労青少年の高校教育機会の拡大には、きわめて限定された機能しか果さなかったといえよう。

次に、その質的実態について明らかにしたい。

昭和37年に「技能教育施設の指定等に関する規則」(文部省令第8号)第2条第1項(文部大臣が定める高等学校の教科等)に基き指定された教科目は、⁽³⁸⁾翌38年3月6日の文部省告示第11号によって廃止され、新たに表Ⅱ－9の

ように、教科目の指定をうけた。⁽³⁹⁾これは、文部大臣が指定する教科目に学習指導要領の内容をそのまま適用することにしたものである。その内容は以下の通りである。

表Ⅱ－7 指定技能教育施設の種類

昭和43年3月30日現在

技能教育施設の種類		施設数
認定事業内 職業訓練所	単独訓練所	50
	共同訓練所	4
工業系各種学校		4
公立の研究所		1
合 計		59

表Ⅱ－8 文部大臣が定める高等学校の教科等
文部省告示第11号(昭和38年3月6日)

学校教育法施行規則第57条の規定が適用されない場合

科 目 の 区 分	
機械に関する科目	実習、製図、機械工作、機械材料、原動機、各種機械
機械工作に関する科目	実習、製図、機械工作、機械材料、原動機、各種機械
自動車に関する科目	実習、製図、機械工作、自動車材料、自動車構造、自動車整備、原動機
船舶に関する科目	実習、製図、船舶機装、船舶工作、船用構造、溶接

(37) 学校法人科学技術学園；科学技術学園工業高等学校要覧，昭和47年度

(38) 本論文ページ70 参照のこと

(39) 「文部大臣が定める高等学校の教科等」の指定，昭和38年3月6日，文部告示第11及び12号(法令全書 昭和38年 第9巻 ページ357)

電気に関する科目	実習、製図、電気材料、電気機器、発電所、送配電、電力設備 電気応用、通信機器
電力に関する科目	実習、製図、電気材料、電気機器、発電所、送配電、電気応用
電気通信に関する科目	実習、製図、通信機器、電力設備、電気材料
建築に関する科目	実習、製図、建築材料、造形、建築構造、建築設備、測量
土木に関する科目	実習、製図、測量、土木施工、通路、水工、土木材料
工業化学に関する科目	実習、製図、無機製造化学、有機製造化学、化学工業材料
窯業に関する科目	実習、製図、窯業材料、陶磁器、耐火物、ガラス、珪瑯、セメント 絵画、図案
色染に関する科目	実習、製図、染色、染料、織物仕上、図案
紡織に関する科目	実習、製図、機織、紡績、編組、織維、機械工作、図案
採鉱に関する科目	実習、製図、採鉱、選鉱、鉱山保安、鉱山機械、測量、土木施工
冶金に関する科目	実習、製図、金属材料、金属製錬、選鉱
金属工業に関する科目	実習、製図、金属材料、金属加工、金属製錬
木材工芸に関する科目	実習、製図、絵画、塗装、木材工作、木工材料、造形
金属工芸に関する科目	実習、金属工作、金属材料、図案製図、絵画、造形
図案に関する科目	実習、製図、絵画、造型、工芸工作、印刷写真、服飾手芸
印刷に関する科目	実習、製版印刷、写真製版、印刷機械、印刷材料、絵画、図案製図
塗装に関する科目	実習、製図、塗装法、漆加飾法、図案、絵画、造型
工業に属する共通科目	工業関係法規、機械、電気、自動車一般、電気一般、機械一般、建築一般、土木一般、工業化学一般、染色一般、紡織一般、採鉱一般 冶金一般

文部省告示第12号（昭和38年3月6日）

学校教育法施行規則第57条の規定が適用される場合

科目が属する教科	科	目
工 業	機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、原動機、自動車実習、 自動車構造、自動車整備、自動車法規、造船実習、船舶製図、船舶 ぎ装、船舶工作、船用機関、熔接、船舶法規、電気実習、電気製図 電気機器、発電配電、電気応用、電気材料、電気法規、電子実習、	

電子製図、電子機器、電力設備、電子応用、通信機器、建築実習、建築設計製図、建築材料、建築構造、建築設備、建築測量、建築工法、建築法規、土木実習、土木製図、測量、水工、通路、土木施工、工業化学実習、無機工業化学、有機工業化学、化学工学実習、窯業実習、窯業材料、陶磁器、耐火物、ガラス、ほうろう、セメント、特殊窯業製品、窯炉燃料、窯業図案、色染化学実習、繊維、染色、織物仕上、染料、染色機器、紡織実習、織物機械、紋織、紡績、編組、染織図案、採鉱実習、採鉱、選鉱、鉱山保安、鉱山機械、探査、鉱業法規、冶金実習、金属工業実習、金属材料、金属加工、金属製錬、炉燃料、工芸実習、工芸製図、絵画、造形、工芸材料、工芸工作、塗装、デザイン実習、造型、意匠、意匠製図、彫塑、写真、印刷、製図、機械電子、自動車一般、電気一般、機械一般、建築一般、土木一般、化学工業一般、染色一般、紡織一般、採鉱一般及び冶金一般

また、各指定技能教育施設毎の連携措置にかかわる科目指定一覧は表Ⅱ－９のとおりである。しかしながら、実際に連携を実施した科目数は必ずしも連携指定をうけた科目数と同一ではなく、また、その単位数等は各年度毎によっても異なるため、技能教育施設毎のより詳細な調査が必要である。この点は、我々の今後の重要な研究課題である。

このような質的実態から次の三点が指摘できよう。その第一は、連携教科目が工業科目にのみ限られていたことである。その第二は、表Ⅱ－８から明らかな通り、指定教科目の実質的な拡大である。昭和３７年５月２９日に最初の科目指定が行なわれてから一年もたたないうちの拡大である。しかも、この拡大は、連携制度の拡充を意味すると同時に、連携科目の細分化の傾向を伴うものであった。この傾向は後述する技能連携制度改正への動きをうかがわせるものである。なお、この科目指定の拡大によって連携措置に係る科目を拡大した技能教育施設は１１校であった。その第三は、表Ⅱ－９から明らかな通り、工業教科目のうちでも、機械、電気に関する科目が連携科目の大半を占めていることである。昭和４２年の技能連携「指定の基準」改正までに機械、電気以外の科目指定をうけたものでは、昭和４２年３月２０日に指定をうけた香川県漆芸研究所１か所のみであった。このことから、他の５３か所の指定技能教育施設の技能連携の目的が基幹産業部門の技能者養成であったことが指摘できる。しかしながら、前述した量的実態における第一の特徴である指定技能教育施設の数の問題と考え合わせる時、かならずしもその意図が十分効果を生じているとはいいがたい。

以上、制度上にあらわれた実態について明らかにした。しかし、実態をより明確にするためには、各指定技能教育施設毎の連携人数、実際に連携措置をとった科目とその単位数、連携形態による違い、企業職種による違いそして連携訓練生の実態等についての、より詳細な調査と分析が

表Ⅱ-9 連携措置にかかわる科目指定一覧

昭和43年3月30日現在

No.	指定技能教育施設		連携措置にかかわる科目指定	
	指定日	技能教育施設の名称	指定日	連携措置にかかわる科目
1	37.10.10	阪神内燃機工業㈱事業内職業訓練所	施設 41.3.8 44.1.1.13 指 定 日 41.3.14 44.1.1.15	実習、機械製図、機械工作、原動機、電気一般 機械材料 機械設計、機械応用力学、工業計測、工業経営
2	38.3.19	池貝鉄工川口高等職業訓練校		実習、製図、機械工作、機械材料、機械一般
3	38.4.4	協三工業 ㈱ 職業訓練所		機械実習、機械製図、機械工作、原動機、電気一般
4	"	住友金属工業㈱製鋼所職業訓練所		機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、原動機、電気一般、機械一般
5	"	㈱小松製作所大阪工場職業訓練所		機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、原動機、電気一般、機械一般
6	"	近畿車輛 ㈱ 職業訓練所		機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、原動機、電気一般、機械一般
7	"	平野金属 ㈱ 技能訓練所		機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、原動機、電気一般、機械一般
8	"	日光精器 ㈱ 職業訓練所		機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、電気一般、機械一般
9	"	㈱神内電機製作所事業内職業訓練所		機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、電気一般、機械一般
10	"	北陽無線工業㈱事業内職業訓練所		機械実習、製図、電気材料、電子機器、電気法規、電気一般
11	"	大阪銅合金鋳物工業協同組合共同職業訓練所		機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、電気一般、機械一般
12	"	くろがね共同職業訓練所		機械実習、機械一般

13	38. 4. 4	住友金屬工業KK和歌山製鉄 所教育課教習所	38. 7.10	38. 7.10	機械製図、機械工作 実習、製図、機械工作、機械材料、金属製錬、金属加工。機械 一般、電気一般
14	39. 3.16	サンワ埼玉共同職業訓練所	39. 4.22	39. 4.28	実習、機械工作法 機械製図、機械材料
15	"	大東プレス工業事業内職業 訓練所			機械実習、機械製図、機械工作、電気一般、機械一般
16	"	日野自動車工業高等学園	39. 4.22 43. 8.26	39. 4.28 43. 8.30	機械実習、機械工作法、機械材料、電気一般 機械製図、原動機 機械応用力学、工業計測、工業経営
17	"	KK日立製作所栃木工場技能 者養成所	39. 9. 3	39. 9.15	実技、電気一般 機械製図、機械工作、機械材料
18	"	KK三豊製作所宇都宮工場職 業訓練所	39. 9. 3	39. 9.15	実技、機械工作、電気工学 機械製図、機械材料
19	39. 4.22	KK日立製作所武蔵工場技能 者養成所	42. 4. 4 46. 2.19	42. 4. 7 46. 2.23	機械実習、機械製図、機械工作法、電気機器、電気実習、電気 製図、電気法規、機械工学概論、電気工学概論 機械材料 電気理論、電気計測、電子工学、機械応用力学、工業計測
20	"	東京電力KK東電学園高等部	40. 4.26 43. 7.26	40. 5. 7 43. 8. 3	機械実習、原動機、電気実習、送配電、機械一般 電気製図、電気機器、電気応用、電気法規 電気理論、電気計測、電子工学
21	"	富士電機製造KK千葉工場技 能者訓練所	39.11.21	39.12. 2	機械製図、機械工作電気一般 機械実習
22	"	KK日立製作所戸塚工場技能 者養成所	43. 6.28	43. 7. 8	機械実習、機械製図、機械工作、原動機、電気一般 機械応用力学、機械材料、工業経営
23	"	KK岡村製作所岡村工業技術 学校	43. 3.30	43. 4. 4	実技、機械製図、機械工作、機械材料、原動機、電気一般、 機械応用力学、機械設計、工業計測
24	39. 9. 3	KK日立製作所日立工場技能 者養成所	44. 3.29	44. 4.14	機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、原動機、電気一般 電気実習、電気製図、電気機器、電気応用、機械一般 機械応用力学、原動機、工業計測、工業経営、電気理論、自動 制御、電気計測、電子工学

25	39. 9. 3	KK日立製作所国分工場技能者養成所	41.1.2.1.2	41.1.2.1.9	機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、電気一般、電気実習、電気製図、電気機器、電気応用機械一般 実技、製図、機械工作、機械材料、電気工学 実技、機械製図、機械工作、機械材料、電気一般 機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、電気一般、電気実習、電気製図、電気機器、発送配電、電気応用、機械一般 実習、製図、機械工作、機械材料、電気一般 機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、電気一般 機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、電気一般、電気実習、電気製図、電気機器、電気応用、電気法規、機械一般 機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、原動機 機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、原動機、電気一般、電気法規、電気機器、電気配電、電気応用、電気法規、機械一般 実技、電気製図、電気機器、発送配電、電気応用、電気法規、電気理論、電子工学、電気計測、自動制御、機械一般 実技、機械製図、機械工作、機械材料、電気一般 機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、電気一般 実習、機械製図、機械工作、機械材料、原動機、電気一般 実技、機械工作、機械材料、電気一般 機械製図
26	"	KK日立製作所勝田工場技能者養成所			
27	"	KK日立製作所水戸工場技能者養成所			
28	"	KK日立製作所日立工場日立工業専修学校			
29	"	KK日立製作所茂原工場技能者養成所			
30	"	KK日立製作所川崎工場技能者養成所			
31	"	KK日立製作所横浜工場技能者養成所			
32	"	東京芝浦電気KK堀川町工場技能者訓練所			
33	"	東京芝浦電気KK鶴見工場技能者訓練所			
34	39. 9. 2.1	電源開発KK電発工業高等学校	43. 9.1.0	43. 9.1.4	
35	40. 4.2.6	富士電機製造KK吹上工場技能者養成所			
36	"	日本車輛製造KK藤工場技能者養成所			
37	"	三井造船KK千工場技能者養成所			
38	40. 5.1.1	KK芝浦製作所大船工場技能者訓練所	43. 8. 6	43. 8.1.6	

39	40. 5.24	呉羽自動車 職業訓練所	41. 7.12	41. 7.28	機械実習、機械製図、機械工作、熔接 電気工学概論
40	40. 7. 3	常磐炭鉱中堅鉱員習技所			機械実習、原動機、採鉱、鉱山保安、鉱山機械、電気一般
41	"	東京芝浦電気㈱府中工場 技能者訓練所			機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、電気一般、電気実習 電気製図、電気機器、電気応用、電気法規、機械一般
42	40.11.25	ダイハツ工業㈱技能者養成所	43. 6.28	43. 7. 8	機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、原動機、電気一般 機械応用力学、工業経営
43	"	関西電力 学 園			実技、電気製図、電気機器、送配電、電気応用、電気法規、機 械一般
44	41. 1. 8	いすゞ自動車㈱川崎工場職 業訓練所	43. 6.28	43. 7. 8	電気計測、電気理論、自動制御
45	"	いすゞ自動車㈱藤沢工場職 業訓練所			機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、原動機、電気一般
46	41. 4. 4	東京芝浦電気㈱浜川崎工場 技能者訓練所			機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、原動機、電気一般
47	"	トヨタ㈱ トヨタ産業学校			実技、機械製図、機械工作、機械材料、電気一般
48	41. 5.27	三菱重工業㈱水島自動車製 作所技能者養成所			実技、製図、機械工作、機械材料
49	41. 6. 6	㈱日立製作所亀有工場技能 者養成所			機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、原動機、電気一般
50	41.10. 6	㈱荏原製作所川崎工場技能 者訓練所			実習、機械製図、機械工作、機械材料、電気一般
51	41.12.27	東京芝浦電気㈱トランス タ工場技能者訓練所	43. 1.16	43. 1.19	機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、原動機、電気一般 機械一般 電気応用
52	42. 2. 9	常盤製作所技能者訓練所			機械実習、製図、機械工作、機械材料、電気一般

53	42, 3.20	香川県漆芸研究所			実習、工芸製図、造型塗装、デザイン実習
54	42, 6.19	トヨタ自動車KXトヨタ技能者養成所	43. 6.28 47. 2.25	43. 7. 8 47. 3. 3	機械工作、機械製図、機械材料、原動機、電気一般、機械実習 機械応用力学、工業計測、工業経営 電気実習、電気製図、電気理論、電気計測、電気機器、発送配電、 電気応用、電子工学、電気法規、自動制御、機械一般
55	43. 1.16	住友赤平高等学校	43. 3. 8	43. 3.13	採鉱実習、採鉱、鉱山機械、測量、地質鉱物 鉱業法規、火薬、機械一般、電気一般、製図
56	"	住友特別高等学校	"	"	採鉱実習、採鉱、鉱山機械、測量、地質鉱物 鉱業法規、火薬、機械一般、電気一般、製図
57	43. 3. 8	太平洋炭鉱高等学校			採鉱実習、採鉱、地質鉱物、火薬、鉱山機械、鉱山 法規、測量、製図、機械一般、電気一般
58	"	三井芦別高等学校			採鉱実習、採鉱、鉱山機械、測量、地質鉱物、鉱業法規、火薬、 製図、機械一般、電気一般
59	43. 3.30	住友重機工業KX浦賀造船所 技能者養成所			機械工作、機械材料、電気一般、工業計測、機械応用力学、 実技

是非とも必要であろう。この問題については、今後の研究課題としたい。

最後に、以上のような量的及び質的実態分析から、昭和36年の学校教育法施行令（政令第114号）および技能教育施設の指定等に関する規則（文部省第8号）下の技能連携制度の特徴とその課題について明らかにしておきたい。まず、その特徴であるが、それは次の四点に整理される。その第一は、連携教科目の指定が工業科目のうちの機械、電気の科目がほとんどであることから明らかな通り、技能連携制度が基幹産業の教科目を中心としていたことである。その第二は、第28回国会に法案が提出された当初の技能連携制度に対する各界からの強い要望に反して、技能連携制度が期待されたほどには発展しなかったことである。その第三は、連携対象技能教育施設がほとんど認定事業内職業訓練所にかぎられていたことである。しかも、その認定事業内職業訓練所の大部分が単独職業訓練所であったことである。その第四は、連携する高等学校の主体が、単独の広域通信制高等学校であったことである。ところで、昭和36年法下の技能連携制度は、これ等の特徴を内在しているが故に、又、解決しなければならない課題が残されていたのである。その一つは、技能連携の制度化が後期中等教育段階における職業技術教育制度のあり方に対し、本質的問題を提起するものであったにもかかわらず、その制度は勤労青少年の高等学校教育機会の拡大及び「二重負担の軽減」という現実的問題に矮小化されてしまったことである。その結果、後期中等教育段階における工業高校、技能教育施設の工業技術、技能教育のあるべき姿が、思想的に深くつきつめられることなく、制度の実態が先行するという形をとっていたのである。⁽⁴⁰⁾その二つは、その制度が標榜する勤労青少年の高等学校教育機会の拡大及び「二重負担の軽減」が、極めて限られた青少年にのみ開かれていたに過ぎなかったことである。より具体的にいえば、この制度の利益を享受し得た勤労青少年とは、単独職業訓練所を設置し得る能力ある企業に就職した青少年であったことである。これ等の点において、技能連携制度はその後に改革されるべき余地を多分に含む制度であった。しかし、それと同時に次のような点で評価しなければならない側面も持っていたといえよう。すなわち、その第一は、それは未だ部分的ではあったとしても、この制度が勤労青少年の教育機会の拡大に、それなりの機能を果たしたことである。その第二はこの時点においては必ずしも成功していないが、しかし、この制度が新しい技能者・技術者養成制度化への模索的役割を果たしていることである。

(40) 技術教育の思想的つきつめがなされないにもかかわらず、その制度的実態が先行していった歴史的な事例として、大正7年の臨時教育会議第7号答申とその後の制度改革を指摘できる。海後宗臣編；臨時教育会議の研究を参照されたい。